

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2018.5. Vol.99

顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『亡き妻とその前夫との間の娘と行う遺産分割協議サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

遅ればせながら、行政書士 銚立 榮一朗事務所の Facebook ページを開設しました。

「お客様の声」の更新情報や各種お知らせのほか、これから遺言書を作っておこうかと考えている方に役立つ「遺言ミニセミナー」などを続々とアップしています。

今話題の相続・遺言の法改正など、タイムリーな時事ネタや、ここでしか見れない情報もありますので、ぜひ覗いてみてください！

ページへの「いいね！」はこちらから

↓

<https://www.facebook.com/hokodatejimusyoo>



<サポート事例>

『亡き妻とその前夫との間の娘と行う遺産分割協議サポート』

夫婦で洋品店を経営されていた K.S 様。奥様が亡くなられて、奥様名義の定期預金を解約しようとする際、信用金庫に出向いたところ、戸籍謄本に載っていた、奥様と前夫との間の娘さんも相続人となる可能性があるとの説明を受けました。

いつもお世話になっている取引先信用金庫・営業店支援センターの M 様から K.S 様の紹介を受け、お会いしてお話を伺ったところ、K.S 様は、亡き奥様が自分と結婚する前に、1 年ほど別の男性と結婚していた期間があり、その間に娘が生まれている、という話を奥様から聞いていたとのこと。

もちろん結婚後 40 年以上、その方（娘さん）と

お会いしたことも連絡をとったこともありません。そんな状況なのに、今回の相続手続きでその方と連絡を取り合わないといけないなんて、とお困りになっていました。

当事務所では、まず、その娘様が現在もご存命で、今どちらに住んでいらっしゃるのか、戸籍謄本と戸籍の附票を取得して調査を行いました。すると、関西地方にその娘様（以下、U 様）がご家族と住んでいらっしゃる事が分かりました。

続いて、生後ほぼ生き別れのようにになっていたお母様がこの度お亡くなりになったこと、相続手続きのため戸籍等の調査を行ったこと、定期預金の解約手続きのため相続人全員で遺産分割協議を行う必要があること、そして突然このような連絡を

つづき↓

<サポート事例>

したことに対する謝罪の言葉をお手紙にして、U様にご郵送しました。

1週間後、お手紙に同封していた私の名刺を見て、U様から当事務所にお電話がありました。

手紙が来て驚いたと同時に、複雑な気持ちになりました、とお話されましたが、幸い、遺産分割協議にはご協力いただけるとのこと。K.S様にご報告したところ、生まれてすぐに母親と別れて辛い思いをされたらうから、せめて定期預金の法定相続分をお渡しして手続きを進められれば、とお話されました。

その後、持ち回りで遺産分割協議書を相続人全員(K.S様、ご長女、ご長男、U様)で署名・押印し、印鑑証明書を添付して、信用金庫様に提出。約

1週間後、定期預金が解約され、U様に法定相続分の預金が送金されました。

<信用金庫職員様の声>

■「スピーディーに、間をおかずにやってくれるので助かります」(杉並区 信用金庫 営業店支援センター 相続業務担当 T.M様 61歳)

——M様のお仕事の内容、仕事のスタンスについて教えてください。

支店から送られてくる(戸籍謄本等の)相続書類のチェックが主な仕事です。その他にも、支店で分からないことを担当者にアドバイスしたり、

相続手続きの説明文や当金庫所定の相続依頼書等をお客様へ送付したり、書類の書き方などについてお客様とやりとりをしています。

相続人の方は、(相続が)初めてのことだと、戸籍の取り方や郵送請求の仕方が分からず、お困りになっていることが多いです。ただ、例えば事務的な男の言い方にならないように、お客様の心情を逆なでするようなことは言わないように気をつけています。その点、(同僚の)Tさん(女性)の対応はきめ細かくて参考になります。

それと、お客様だけで手続きを進めることが難しかったり、疑問点などがあれば、専門家につながるようにしています。例えば、被相続人に子供がいないケースで、兄弟が全国に散らばっていて、代襲相続が発生し、会ったことがない相続人がいたり、両親

があちらこちらに転籍しているケースなどですね。そうなるともうお客様は手も足も出ない。そういったときは、すぐに銚立先生の顔が頭に浮かびます。(笑)

——実際に当事務所の機能をご活用されてみていかがでしたか?

いつも誠実にやっていただいていると思います。スピーディーに、間をおかずにやってくれるので助かります。

私共としてもそうですが、お客様との関係でも、スピーディーに進めることは、信頼関係を作るうえでとても大事なことから。

これからもどうぞ宜しくお願いします。

<編集後記>

毎年、「健康診断でオールAを取る!」という目標を掲げています。つい先日、先月行った健康診断の結果レポートが自宅に送られてきました。ドキドキしながら封を開けたところ、総合判定はなんとC!驚いて内容を詳しく見たところ、視力が少し落ちていて、視力だけがC評価。残りはオールAでした。1つでもCがあると、総合判定がCになってしまうのですね。少しビビりましたよ。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽にご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

WEBからも、本紙を見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

*異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください!